

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路等の瑕疵等により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 道路等の瑕疵により発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年5月31日	154,918円 (309,836円)	5割	成塚町地内で平成30年11月8日午前8時45分頃発生。乗用車が走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の前部バンパー及び左前輪タイヤホイールを損傷した。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い CHUBB損害保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年6月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835 ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

地域の夏まつりの概要について

【 目 的 】

地域の特色をいかした夏のまつりにより、地域内交流を図ることを目的とします。

【 概 要 】

- 1 2019おおた夏まつり（北会場・南会場）（1%まちづくり事業）
 - ・開催期日 7月13日（土）、14日（日）
 - ・時 間 午後2時～午後10時（交通規制時間）
 - ・会 場 太田地区商店街通り（北会場）・太田南一番街大通り（南会場）

- 2 世良田祇園まつり（1%まちづくり事業）
 - ・開催期日 7月27日（土）
 - ・時 間 午後4時～午後10時
 - ・会 場 世良田公園

- 3 第33回新田まつり
 - ・開催期日 8月10日（土） 荒天の場合は11日（日）
 - ・時 間 午後4時30分開始（花火大会 午後8時開始予定）
 - ・会 場 新田中央公共地区（新田陸上競技場及びその周辺）

- 4 第52回藪塚まつり
 - ・開催期日 8月31日（土） 荒天の場合は9月1日（日）
 - ・時 間 午後4時開始
 - ・会 場 藪塚本町中央運動公園

【 備 考 】

問合せ先	おおた夏まつり（北会場）	太田行政センター	電話0276-22-2603
	おおた夏まつり（南会場）	九合	電話0276-45-6978
	世良田祇園まつり	世良田	電話0276-52-1002
	新田まつり	綿打	電話0276-57-1041
	藪塚まつり	藪塚本町	電話0277-78-2111

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市地域生活支援拠点の整備について

【 目 的 】

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、生活支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、支援体制の構築を図るものです。なお、本拠点の整備については、令和2年度末までに各市町村又は各都道府県が定める圏域に、少なくとも1つを整備することが国から示されているものです。

【 概 要 】

1 太田市地域生活支援拠点の取り組み

居住・自立支援のための機能のうち次の機能を重点的に実施します。

①緊急時の受け入れ・対応

障がいをお持ちの方の介護者が緊急入院等で一時的に介護ができなくなった場合に、障がい者ご本人を入所施設等で緊急的な一時預かりを行います。福祉サービス利用者については法定サービスにより行い、福祉サービス未利用者については、市から委託した拠点事業所等により対応します。また、平常時より関係者間で情報共有を図り、緊急対応をつくらない体制整備を目指します。

②体験の機会・場

「親亡き後」を見据え、自立性を高めるためのグループホームへの体験入所や短期入所の利用を促進するとともに、日中活動の体験をとおして、就労などの充実した生活を送るための機会を提供します。

2 実施体制

太田市が事業主体となります。緊急時の受け入れ・対応を障害福祉サービス事業所等(拠点事業所等)に委託して行います。その他の取り組みは、障がい者相談支援センターを核として、地域の障がい福祉サービス事業所等と連携を図り実施していきます。

3 実施時期 令和元年7月1日

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 障がい福祉課 自立支援係 内線2518

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 内2591

【表題】 (仮称) 生品認定こども園及び (仮称) 綿打認定こども園設置運営事業者の選定結果について

【目的】 新田地区にある市立幼稚園を「公私連携幼保連携型認定こども園」にすることで、子どもたちに民間の特性を活かした特色ある幼児教育を提供する。

【概要】

1 選定方法

選定委員会を設立し7名の委員により審査を行う。応募団体より説明を受け、審査基準表及び採点表により採点を行い、総合的に選定を行った

2 選定委員会日程

令和元年5月 9日(木)午後1時30分～午後3時

5月31日(金)午後1時30分～午後4時30分

3 選定結果

園 名	応募者	採点結果 (700点満点)	平均点 (委員7名)	結果
(仮称) 生品認定こども園 【新田村田町995番地】	(社) 毛里田睦会	496点	70.8点	—
	(社) 育美会	516点	73.7点	○
(仮称) 綿打認定こども園 【新田上田中町825番地】	(社) 福育会	511点	73.0点	○

4 民間運営移行予定日 令和3年4月1日

【備考】

お問合せ先 福祉こども部児童施設課 児童施設総務係 内線2591

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

(仮称) 太田市外三町広域斎場建設研究会の報告について

【 目 的 】

太田市・大泉町・邑楽町・千代田町の斎場担当課で広域斎場設置の可能性について研究会を開き調査検討してきましたが、その内容がまとまりましたので各市町が広域斎場について検討するための基礎資料として報告するものです。

【 概 要 】

1. 太田市・大泉町・邑楽町・千代田町による斎場整備について
1市3町連携での斎場整備について、1つの選択肢となり得ることを確認しました。
2. 広域斎場のメリットについて
1市3町連携での施設整備による建設コストの縮減や共同処理による効率的な施設運営などのメリットがあります。
3. 広域斎場の建設候補地について
太田市斎場は市街地に立地し広域の斎場を整備するには用地が手狭であり、比較検討した結果、建設候補地は「大泉町外二町斎場用地内」が適当と判断しました。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録1係 内線2147
47-1937 ダイヤル